

令和3年6月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和3年6月28日（月）

午前9時から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 請願第1号 採択の特例について（請願）

【非公開予定】

日程第4 議案第17号 伊勢原市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第5 議案第18号 伊勢原市図書館協議会委員の委嘱について

日程第6 議案第19号 伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員の委嘱について

その他の事項

閉 会

市議会6月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】6月23日(水)・24日(木)・25日(金)

No.	質問者	答弁の概要
1	中山真由美 議員 (1日目5番)	<p>発言の主題：1 安全安心な小中学校の環境整備の拡充について 【学校教育担当部長】</p> <p>(1) <u>小中学校の給食について</u> (学校教育課)</p> <p>●<u>小学校給食について</u> 行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、外部委託等の民間活力の導入に取り組んでおり、令和2年4月から小学校2校で給食の調理業務の委託を導入しました。学校からは、時間に遅れることなく給食が提供されており、2校の児童・教職員に実施したアンケート結果では、多くが「美味しい」と答えていることから、安定的に給食が提供されていると考えています。</p> <p>民間委託を導入したことでの栄養職員が行っていた労務管理の業務が軽減していますが、調理指示書の作成が業務増となっていると聞いています。</p> <p>●<u>中学校給食について</u> 令和2年1月の中沢中学校での試行後、昨年度は、3中学校の配膳室整備等の準備を進めるとともに、アンケート結果や学校からの要望等を踏まえ、検証を重ね準備を進みました。</p> <p>これらの試行を踏まえ、全校実施はスムーズに行われました。</p> <p>全校実施した4月の喫食率は、4月が4校合計で50.7%、5月が50.8%となっています。</p> <p>学校の協力を得ながら引き続き食育指導の充実に努めまいります。</p> <p><再質問></p> <p>●<u>調理指示書の作成。校長、他の教職員の業務増について</u> <u>(小学校給食)</u></p> <p>調理指示書の基本的スタイルは教育委員会で作成しておりますが、個々の調理員に直接指示できないため、調理等の配慮事項を学校の実状に合わせて作成することが負担となっています。</p> <p>また、これまでと変わりなく給食が提供できているのは学校栄養職員の細かな配慮や目配りがあるからこそであり、それに伴う業務増となっていると認識しています。</p> <p>校長は、調理員の労務管理はなくなり業務は軽減していると聞いています。</p> <p>なお、教職員の業務に変更はありませんので、業務は増加していません。</p> <p>直當、委託にかかわらず学校と協力のもと、給食の意義</p>

が損なわれることがないように努めてまいります。

●3中学校で行ったアンケート結果のうち生徒や保護者から一番多い要望について

生徒からは、おかずの味が薄い、ごはんの量が多い、ふりかけをかけたいという要望が寄せられました。

ご飯は、中学生に必要な量を用意しており、炊き込みご飯にしたり、ふりかけを付けたりするなどバリエーションを持たせています。

ふりかけの持参は、食中毒等が発生した際に原因が特定できなくなること等から持参を控えていただいている。

また、配膳・下膳の負担軽減等の意見が生徒、教職員から寄せられたため、3中学校で運搬時間の短縮や配膳室における混雑緩和等を図るため、第2配膳室を設置しています。

保護者からは、当日に喫食可能なシステムにして欲しいとの要望がありましたが、食材調達やキャンセルによる変更には一定の日数を要することから、当日申し込みは難しいものとなります。

今後も、より良い中学校給食の提供が出来るように取り組んでまいります。

●栄養職員に対する市のサポート（小学校給食）

教育委員会の栄養士が、毎月1、2回程度に巡回を行い、栄養士が給食室に入り、業務の履行状況を確認するとともに、指導すべき点を把握した場合には、事業者に指導を行います。

今後も、安心で安全な学校給食を提供するため、学校、委託業者と連携を図ってまいります。

●アレルギー食の要望（中学校給食）

アレルギー食の要望はありませんでしたが、試食会に参加した保護者から「アレルギーを持つ子どもも楽しめる献立の工夫をして欲しい」という要望がありました。

市では、除去食や代替食の提供等の対応はしていませんが、食物アレルギーの三大主要原因食品を使用しない献立を月1、2回程度提供しています。

また、毎月配布する献立表に、特定原材料等27品目を表示するとともに、給食予約管理サイトでも、食材やアレルゲンの情報をお知らせし、利用者がアレルゲンを確認の上、注文しています。

(2) 小中学校のプールについて（教育総務課）

市内小中学校のプールは、老朽化が進んでおり、今後、一定規模の改修を計画的に行うとともに将来の施設建替えに係る経費の確保も必要となります。

こうしたことから、学校施設の維持管理に係る経費の縮減や平準化を図りながら、水泳授業を安定的に行う環境を整えるため、令和3年度から民間プール施設を活用した水泳授業の取組を、小中学校ごとにモデル校を選定し、進めることとしました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、小学校の水泳授業を中止としたことから、現在のところ、山王中学

	<p>校における取組を予定しています。</p> <p>民間施設を活用する効果については、学校施設の維持管理や更新に係る経費縮減等の他、天候に左右されず計画的に授業時間が確保できること、専門の指導員の配置による安全管理面の向上、さらには、教員のプール施設維持管理に係る負担軽減などを見込んでいます。</p> <p>【再質問】</p> <p>●民間施設が近くにない学校への取組の拡大について</p> <p>今後の学校プール施設の在り方や、民間施設活用拡大の方向性については、民間施設への移動における様々な影響を含め、今般のモデル校の取組を検証するとともに、学校施設全体の維持管理、更新の視点などから総合的に整理してまいりたいと考えます。</p> <p>●成瀬中学校プール敷地の検討内容について</p> <p>プール施設の西側の学校敷地は、令和3年3月に土砂災害特別警戒区域であるレッドゾーンに指定されました。この法面については、長寿命化計画策定に係る専門事業者の調査等において、法面の安定性や現状を確認した結果、法面保護の対策が必要とされたため、法面保護の方策の検討と合わせ、プールの在り方について検討を進めてまいりたいと考えます。</p> <p>【教育長】</p> <p>●学校施設の現状確認と環境整備の考え方について</p> <p>教育長就任後に全校を訪問し、各校の課題等を把握する中で、校舎等の老朽化が進んでいる現状を確認しました。こうした老朽化状況や学校を取り巻く様々な環境変化を踏まえ、計画的な整備に取り組む必要があると考えます。</p> <p>【市長】</p> <p>●小中学校の環境整備の拡充に対する市長の考えは</p> <p>学校施設を含む公共施設の老朽化対策は大きな課題であると認識しています。引き続き、学校利用者が安全に、安心して施設を利用できるよう、財源の確保を図りながら、環境整備に努めてまいりたいと考えます。</p>
2	<p>発言の主題：1 本市の教育行政について</p> <p>(1) 教育長が考える「理想の教育」とは（教育総務課）</p> <p>【教育長】</p> <p>将来の伊勢原や日本あるいは世界の担い手となる子どもたちの教育の充実に努めてまいりたいと思います。</p> <p>子どもたちは、様々な世代の人たちとふれ合い、多くの体験や経験を積むことで、自分が愛されていることを知り、自信や自己肯定感を深めながら、自分の良さや可能性を実感していくことが大切だと考えます。</p> <p>学校は、子どもたちが確かな学力とともに豊かな人間性や社会性を身につけていくために重要な場です。子どもたちの歓声が響き、子どもたちと教職員が一緒になって日々</p>

の活動を充実させて欲しいと思っています。
また個々の教職員は子どもたちへの指導や支援について
絶えず研鑽を深め、自らの人間性を高める努力も怠らない
で欲しいと思います。

しかし、現在、子どもたちも教職員も大変忙しく、追わ
れるような生活をしています。もう少しゆったりとした環
境で、子どもたちが目を輝かせて活動し、教職員が夢を語
り合えるような学校にならないかと感じています。一方、
伊勢原には豊かな自然環境や歴史と文化、そして人と人の
つながりを大切にする温かい風土があり、子どもたちの健
全な育成を図る上で大変恵まれた環境と言えます。

教育委員会としては、このような地域の資源を生かし、
地域の教育力と学校教育を融合させるような持続可能な仕
組みを考えていけたらと思います。

この仕組みが、現在学校や各家庭が過度に背負っている
期待や使命を適切に地域に担っていただけるようになれば、
結果的に、子どもたちのより豊かな人間性の醸成に結
び付くのではないかと考えています。

今後、様々なご意見をお聞きしながら教育行政を進めて
まいります。

<再質問>

●「地域の教育力」とはどのようなものか

伊勢原には、豊かな自然や歴史文化とともに、心温かい
地域コミュニティがあります。これらとの関わりを通じて、
社会性の基本となる様々な感性や能力が子どもたちの
中に育まれていくのではないかと思います。

このような地域の資源が持っている影響力や働きのことを
地域の教育力と捉えています。

●どのようなことが地域に担えるのか

地域には、学校での授業や環境整備へのご協力をいた
したり、見守り活動を行っていただいたり、また地域での
体験活動や伝統行事などに子どもや家庭の参加を促したり
と、その活動は様々であり、それぞれのスタイルで子ども
たちに関わっていただいている。

これらの活動は、学校教育と一対となる教育活動であ
り、子育て中の家庭への支援などにもつながるものと考え
ています。

今後、これらの活動が子育てや支援に結びつく教育活動
の一環であるという認識を、学校、家庭、地域が共有し、
三者の連携した活動として、より発展していくように取り
組んでまいりたいと思います。

[学校教育担当部長]

(2) 学校教育の課題について（教育指導課）

昨年度は臨時休業期間があったことから、各校におい
て、学習計画の見直し、長期休業期間の短縮等を行うこ
とにより、学習指導要領に定められた学習内容について
履修ができているものと認識しております。

今年度の授業の進め方として、特に新しい内容を学習

		<p>する際には、関連する既習事項を丁寧に取扱い、児童生徒の理解度をよく確かめながら学習を進めていくなど、児童生徒にとってきめ細かな学習活動が行われるよう努めてまいります。</p> <p><再質問></p> <p>●1人1台の端末の活用について（教育指導課）</p> <p>一人一台端末の活用については、各教科等における育成すべき資質・能力を見据え、ICTを活用する利点等を踏まえた上で、教科書やノート、資料集等の教材教具の一つとして効果的に組み合わせて活用を図ることが重要であると考えます。</p> <p>[教育部長]</p> <p>(3) 教育関連施設の長寿命化について（教育総務課）</p> <p>学校施設は、老朽化が進行しており、今後、計画的に維持管理や改修等を行っていく必要があります。</p> <p>こうしたことから、学校施設の詳細な実態を把握し、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的に、（仮称）伊勢原市学校施設個別施設計画（いわゆる長寿命化計画）の策定を進めています。</p> <p>令和2年度には、小中学校施設の老朽化状況等を把握するため、専門事業者による現地調査を実施しました。</p> <p>今後は、学校施設を取り巻く現状と課題を取りまとめるとともに、これらを踏まえた施設整備の基本方針や整備手法等の検討を行い、今年度中の計画策定を進めてまいりたいと考えます。</p> <p><再質問></p> <p>●各公民館、図書館・子ども科学館の長寿命化についてはどのような方向性で考えているのか。（社会教育課、図書館・子ども科学館）</p> <p>昨年度の専門事業者による現地調査報告では、躯体の健全性には問題ないとのことでした。安全性を確保しながら、できるだけ長期にわたり使用していくため、財政負担の平準化を考慮して機能維持していくことを原則と考えています。</p>
3	長嶋 一樹 議員 (2日目3番)	<p>発言の主題：1 伊勢原市立図書館について (図書館・子ども科学館)</p> <p>[教育部長]</p> <p>(1) 運営内容と状況について</p> <p>図書館は、平成元年4月に開館し33年目を迎えました。コンセプトとして、目指すべき5つの目標を掲げています。「人と情報が出会う図書館」「読書を楽しみ知識を広げられる図書館」「だれもが手軽に利用できる、より開かれた図書館」「読み・聞き・学び・参加し・成長できる図書館」「市民とともにあゆむ図書館」で、市民に親しまれ、気軽に利用できる図書館を目指しています。</p>

平成21年度から、窓口業務等を民間事業者に委託し運営しています。委託事業者は、窓口での図書貸出業務のほか、読書相談やデータ作成等に携わっています。図書館の基幹業務となる「図書資料選定」「図書館システムの管理」「読書啓発事業及び図書館ボランティアの育成・支援」などは、現在も直営で行っています。

(2) コロナ禍における現状と課題及び対策について

図書館は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため昨年3月6日から6月15日まで臨時休館しました。臨時休館期間中も、市民の読書要求に応えるべく、臨時貸出窓口を設置しました。サービス内容は予約図書等の貸出のほか在庫図書の貸出等で、34日間の開設期間で、約3800点の資料を貸し出しました。

昨年6月16日の開館以降、利用者用消毒液や窓口への飛沫防止カーテン、図書の消毒器設置やトイレの手洗い場の自動水栓化等の対策を講じ、臨時休館することなく運営しています。

<再質問>

●コロナ禍における図書館の役割は

地域の「知の拠点」として、図書館の持つ情報源をできる限りお届けできるよう資料貸出に力を入れていきたいと考えています。

●催し物（朗読会等）の扱いについて

昨年度、おはなし会や朗読会は中止しましたが、児童図書室にボランティアおすすめの絵本コーナーの設置やおすすめ本のセット貸出、また、「読書マラソン大会」「冬休みお楽しみ福袋事業」を実施しました。今後も、感染防止対策を講じながら出来る事業を実施してまいります。

●コロナ禍における読書活動推進の今後の取り組みは

今後の読書活動の推進については、新しい生活様式に対応した非来館型図書館サービスとして電子図書館サービスを導入します。スマートフォンやパソコンなどのIT器を使用して電子書籍の閲覧・貸出ができるので、文字の拡大や縮小、読み上げ機能が活用でき、この秋の導入を目指します。

4	米谷 政久 議員 (2日目4番)	<p>発言の主題：1 自然災害対策について</p> <p>〔教育部長〕</p> <p>(3) <u>市役所及び公共施設の対応・対策について</u> (教育総務課・社会教育課)</p> <p>小中学校の校舎や屋内運動場は、必要な耐震補強工事を行い、現行基準による耐震性が確保されています。また、各学校においては、年に1回、備品等の固定状況や天井材の浮きが生じていないか等の安全点検を実施し、危険性がある箇所について対策を講じるとともに、教室内については、窓や戸棚のガラスの飛散防止対策等を実施し、地震時の被害軽減を図る取組を行っています。</p> <p>また、公民館7館は、いずれも耐震性能を満たしていることが確認されております。</p> <p>今後も、安全に施設を使用していくために、点検等を行うとともに、日常業務の中でも日頃から、施設に異常がないかなど確認してまいります。</p> <p><再質問></p> <p>〔学校教育担当部長〕</p> <p>●<u>学校における火山災害の防災・安全対策について</u> (教育指導課)</p> <p>火山災害が発生した際には、降灰等があった場合は、屋内に退避し、窓を閉めるなどの措置を講じることが想定されますが、災害の状況に応じて適切な指示を行い、児童生徒の安全確保をすることが重要であると考えております。</p> <p>災害発生時には、様々な被害が想定されることから、まずは自ら判断して自分の身を守り、適切に行動できることが最も大切であると考えております。今後も、より実践的な態度や能力を養う防災教育の充実や計画的な防災対策等に努めてまいります。</p>
5	大垣 真一 議員 (2日目5番)	<p>発言の主題：1 中学校における部活動について</p> <p>〔教育指導課〕</p> <p>(1) <u>学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について</u></p> <p>部活動に参加する生徒にとって、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに集団での活動を通じた人間形成の機会であり、大変意義のある教育活動であると認識しております。</p> <p>しかし、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務をはじめ、部活動に関わる業務が大きな負担となっていないか日頃から確認をしていく必要があります。</p> <p>今後、社会的環境の変化や生徒のニーズを踏まえ、部活動の在り方について適宜研究を進めていく必要があると考えております。</p>

<再質問>

●「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について
(教育指導課)

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」については
休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築等について示しています。

生徒が専門性の高い指導を受けられることや教員の負担が軽減できることが想定される一方で、生徒や家庭の負担が大きくなることや教員においても生徒と部活動を通じて育んできた教育的価値や関係性を築きづらくなるといった懸念もあります。

このようなことから本市においては、情報収集に努め、生徒や教員、保護者等の意見を尊重しながら、学校と地域、各団体等とが連携できる持続可能な取組の仕方について研究を進めてまいります。

発言の主題：2 住宅地の開発に伴う通学路について
(学校教育課)

[学校教育担当部長]

(1) 通学路の安全確保について

地域まちづくり推進条例に基づき、協議が必要な開発事業では、教育委員会への協議も必要となります。

協議は、学校への周知と開発事業により児童・生徒の通学に影響がないことを確認することを目的としています。

教育委員会では、事業者から、通学路に面する所に大型車両などの出入りがあるか等の聞き取りを行うとともに、事業者に、開発区域を学区とする小中学校に工事内容や工事期間等を説明させるようにしています。

学校は、開発事業に伴う工事等が児童・生徒の通学に影響がある場合には、事業者に配慮を求めるとともに、必要に応じて、児童・生徒及び保護者へ工事内容等の周知を図ります。

教育委員会では、学校への説明後に、協議の承認手続と都市部との情報共有を行います。

例年、全ての小中学校で、教職員、PTA、自治会及び関係部署の市職員と必要に応じて警察も加わり、通学者の視点で通学路の安全点検を行い、改善要望箇所を教育委員会が取りまとめ、それぞれの関係部署に対応を依頼しています。

6	安藤 玄一 議員 (3日目4番)	<p>発言の主題：1 不祥事や事務処理ミスを防ぐ内部統制について（学校教育課）</p> <p>(1) 職員・教職員・消防署員等のリスク管理・内部統制の状況について</p> <p>昨年度、小学校教頭が、青少年へのわいせつ事案による不祥事で懲戒免職処分となりました。</p> <p>教育委員会では、平成30年度に青少年へのわいせつ行為で教員が懲戒免職処分になったことから、年次研修や学校内で定期的に実施している事故防止会議等で、法令遵守意識の向上を改めて訴えてきましたが、昨年度、不祥事が起きたことは痛恨の極みであるとともに、わいせつ事案に係る不祥事防止対策についての反省、見直しが必要です。</p> <p>これを受けて、今年度は、これまでの取組に加え、不祥事再発防止対策の検討をはじめ、年次研修等での教職員向けの研修会の開催等、具体的な取組を展開していく予定です。</p> <p>【再質問】</p> <p>●具体的な研修内容について</p> <p>不祥事防止に係る研修の場としては、主に、各校での事故防止会議、教育委員会が行う年次研修、教務担当者を対象にした研修があります。</p> <p>各研修の内容は、わいせつ事案の防止だけではなく、体罰の防止や個人情報の取扱い、児童・生徒の成績処理、市費会計の処理など多岐にわたります。</p> <p>年次研修では、青少年へのわいせつ事案の防止に係る内容を取り入れるようにしてまいります。</p>
---	---------------------	---

写

2初教科67号
令和3年3月30日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
神山 弘

(公印省略)

令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和3年3月30日付け2文科初第2012号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなつたことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の（ア）から（カ）までの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について（通知）」（平成28年6月20日付け28文科初第432号文部科学省初等中等教育局長通知）の第二に記載の内容も含まれることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

（ア）採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなつた教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

（イ）採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなつた図書についての調査研究（下記（カ）参照）の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

（ウ）新たに発行されることとなつた教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなつた教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

（エ）上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

（オ）採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

（カ）都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、

新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができる。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適當である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(オ) 別途送付している「令和3年度一般図書契約予定一覧」(令和3年2月25日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和3年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和4年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和3年3月30日付け2文科初第2011号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参考すること。

(2) 教科書発行者に対しては、令和2年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。

(3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、昨年度と同様、6月10日以降の最初の金曜日である6月11日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の14日間(法定展示期間)開催すること(令和3年文部科学省告示第33号)。

(3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、

法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できることを工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握すること。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末

までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、隨時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和3年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難い事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和3年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度(西暦) 学校種別等区分	H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校	検定	◎				◎			◎
	採択	△	△			△			
	使用開始	●	○	○			○		
中学校	検定	◎	◎			◎			
	採択	▲	△	△			△		
	使用開始		●	○	○			○	
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎	
		採択			△	△			△
		使用開始				○	○		○
	主として 中学年用	検定			◎	◎		◎	
		採択				△	△		△
		使用開始	○			○	○		
	主として 高学年用	検定				◎	◎		◎
		採択	△			△	△		
		使用開始		○			○	○	

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学习指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

請願第1号

3.5.17

令和3年5月17日

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人 殿

採択の特例について（請願）

伊勢原市伊勢原 [REDACTED]

小泉 朝雄 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

1. 請願事項

令和元年度検定で不合格となり、再申請をして令和2年度検定で合格した教科書について、採択の特例としての採択事務手続きを行っていただきたい。

2. 請願の理由

検定で不合格となり、翌年度に再申請を行い合格した教科書については、都道府県教育委員会が調査を行い、市町村教育委員会が必要に応じて採択替えができるように定められています。

つきましてはその趣旨を踏まえ、令和元年度検定で不合格となり、再申請をして令和2年度検定で合格した教科書について、採択の特例としての採択事務手続きを行うように請願いたします。